

# 町内会・自治会 ガイドブック



瑞穂町町内会連合会  
瑞穂町

# 目次

町内会・自治会	2ページ
協働推進課・東京都等による支援	5ページ
公共施設の利用	9ページ
各課による支援等	10ページ
加入促進・活動活性化支援	12ページ
回覧板・掲示板	13ページ
町から依頼している委員等	14ページ
各部署電話番号一覧	18ページ

# 町内会・自治会

## 町内会・自治会とは

---

地域に住む人々が互いに支え合い、気軽に協力できる温かい人間関係を育みながら、住みやすい地域づくりを目指し、活動に取り組んでいる自主的な団体です。

## 町内会・自治会の役割

---

現代社会における生活は、日を追うごとに複雑化し、地域内には個人や家庭だけでは解決できない様々な問題が山積しています。

こうした中で、少子高齢化、防災・防犯等の諸課題を地域住民の連携・協力により、解決していくことが必要となります。

そのため、町内会・自治会は、地域の各種行事や地域活動を通じて、地域内のコミュニケーションを活発に行い、いざという時に協力し合える絆をつくっていく必要があります。

## 活動例

---

町内会・自治会は、様々なイベントや地域活動を通じて、地域のコミュニケーションを活発に行い、いざという時に協力し合える絆をつくっています。

- 防災訓練や防災備品の整備等、日頃から災害に備えています。
- 防犯・防災パトロールを行い、安全で安心な地域を目指しています。
- 町や町内会・自治会のイベント情報等を回覧板や掲示板で提供しています。
- 誰でも気軽に参加できるイベントや行事を開催し、親睦を図っています。
- 缶やビン等の資源回収や町内清掃を行い、きれいなまちづくりに取り組んでいます。
- 日本赤十字社、社会福祉協議会等の福祉関係団体への協力や、各種団体との連絡調整等を行っています。

## 運営・組織

---

1人より2人、単体より連合体のように、多くの人々が協力、協働することが、安全・安心な地域づくりには必要です。そのためには、親睦を深めるための行事や環境を良くするための活動、各町内会・自治会に共通した課題に対応するための活動等が、より大きな効果を上げることになります。

瑞穂町町内会連合会は、現在、40の町内会・自治会で構成されており、その活動を円滑に行うため、6つの地区に分けています。

殿ヶ谷地区	安住町、表町、仲町、中芝町
石畑地区	東砂町、西砂町、丸町、神明町、表東町、表上町、上仲町、旭町
箱根ヶ崎地区	東一丁目、西一丁目、二丁目、東三丁目、中三丁目、西三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、九丁目、松原町
長岡地区	長岡町、東長岡町、春日町、愛宕町、水保町
元狭山地区	二本木町、駒形町、高根町、富士山町、栗原町、松山町
武蔵野地区	旭が丘自治会、さかえ町、富士見町、南平町

## 町内会・自治会を取り巻く環境

---

少子高齢化、情報化等社会状況が変化する中で、町民の意識の多様化や価値観の変化、また、町民がお互いに干渉を好まないという時代背景、政治や自治に対する無関心層の増加等の要因が重なり、地域社会における連携の希薄化をもたらしています。

そのような中、従来の町内会・自治会が維持してきた「町民を網羅した組織」、「町民の総意を代表する組織」としての役割が低下してきています。安全で安心できる地域づくり、環境美化運動、弱者救済等、地域に密着した諸問題への対応は、行政だけでは地域の細部まで目が行き届かない部分があるため、町内会・自治会の活動が非常に重要となってきます。

今後は、地域の人たちが更に親睦や交流を深め、地域の共通する諸問題に対し、町民が自ら取り組む必要があります。その際、町内会・自治会の機能・役割を明確にし、地域の町民の理解を得ることが重要です。

## 加入率の推移

令和5年4月現在、町内会・自治会への加入世帯は5,508世帯で、加入率は36.4パーセントとなっています。加入率は、年々減少し、10年間で15.6ポイント下がっている状況です。

加入率低下の原因として、町外からの転入者や集合住宅入居者が加入しないことがあります。また近年は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、様々なコミュニティ活動が制限されたことにより、既に町内会・自治会に加入していた世帯の脱退も大きな原因となっています。

未加入者には、町内会・自治会の行事や活動に参加してもらい、活動内容や必要性を理解してもらうことが加入の促進につながります。

そして、既に参加している高齢者を脱退しないように引き止めるために、役員を回避させる等の負担軽減を行うことや、高齢者向けの見守り活動や安心して生活できる取組を行い、脱退しにくい環境をつくることも必要とされています。

また、現在と同様の活動を行っているだけでは、この状況を変えることができないため、運営の見直しや時代や環境に合わせた柔軟な対応等が必要になってきています。

町内会・自治会加入率の推移			
年月	総世帯数	加入世帯数	加入率
平成25年4月	14,080世帯	7,322世帯	52.0%
平成27年4月	14,382世帯	7,115世帯	49.5%
平成29年4月	14,777世帯	6,703世帯	45.4%
平成31年4月	14,910世帯	6,349世帯	42.6%
令和3年4月	15,055世帯	5,923世帯	39.3%
令和4年4月	15,125世帯	5,620世帯	37.2%
令和5年4月	15,126世帯	5,508世帯	36.4%

※令和2年度以前は、加入率を2年に1度集計していましたが、令和3年度から毎年度集計しています。

# 協働推進課・東京都等による支援

協働推進課では、町内会・自治会が実施する事業等に対して、地域づくり補助金等により支援を行っています。

また、東京都においても町内会・自治会に対し、様々な支援を行っていますので、地域コミュニティ活動の活性化に向け、積極にご活用ください。

## 協働推進課による支援

---

### 【地域づくり補助金】

地域特性を活かした住民主体の地域づくりを推進するため、その事業又は活動に対して補助金を交付します。

新たな事業を実施する場合や購入する備品等が補助対象になるか判断できない場合は、事前にお問い合わせください。

なお、「地域づくり補助金請求書」のみ押印が必要となりますが、「地域づくり補助金交付申請書」、「地域づくり補助金実績報告書」、「対象事業又は活動の内容」への押印は不要ですので、メールでの提出も可能です。

### 《交付額》

事業又は活動ごとに定める限度額を上限とし、その要する費用の4分の3を千円単位で交付します。

### 《手続の流れ》

- ① 「地域づくり補助金交付申請書」、「具体的な事業又は活動説明」、「予算書」を提出（町内会・自治会→協働推進課）  
※役員の改選があった場合は、「代表者（代表者変更）届」、町内会・自治会の会則及び名簿を提出  
※申請書等提出時に、請求書も併せて提出していただいても構いません。
- ② 「補助金等交付決定通知書」の発送（協働推進課→町内会・自治会）
- ③ 「地域づくり補助金請求書」を提出（町内会・自治会→協働推進課）

- ④ 事業の実施  
 ※事業の写真を忘れずに撮っておいてください。  
 ※領収書を必ず保管しておいてください。
- ⑤ 「地域づくり補助金実績報告書」、「対象事業又は活動の内容」、「決算書」を提出（町内会・自治会→協働推進課）  
 ※添付書類として領収書（コピー可）、写真等の事業内容が分かるものが必要となります。
- ⑥ 「補助金等交付確定通知書」の発送（協働推進課→町内会・自治会）



地域づくり補助金申請様式等掲載町 HP

## 【町内会等集会施設工事等補助金】

集会施設の維持管理、増改築・改修工事及び修繕に要する費用を補助します。

補助対象	補助金額
<b>（賃料に係る補助）</b> 町内会・自治会が設置し、維持管理している集会施設でその用地を賃借し、賃料を負担している町内会・自治会	限 度 額：町内会・自治会が当該土地の賃貸借契約において定める賃料 補助限度額：町長が適当と認める額
<b>（修繕等に係る補助）</b> 町内会・自治会が設置し、維持管理している集会施設の工事等に要する費用	対 象：20万円以上の工事等 補 助 率：工事費の10分の8 補助限度額：300万円

### 《事前協議》

集会施設の修繕等に係る補助金を活用したい場合は、翌年度予算への計上が必要となるため、毎年9月末までに修繕等の事業計画及び見積書等を提出してください。

なお、案件が複数ある場合は、それぞれの町内会・自治会が

ら現状を伺い、優先順位を付け予算要求を行います。

予算計上が認められた場合は、以下の手順により修繕等を実施してください。

なお、「補助金等交付請求書」のみ押印が必要となりますが、「補助金等交付申請書」、「補助金等実績報告書」への押印は不要ですので、メールでの提出も可能です。

#### 《手順の流れ》

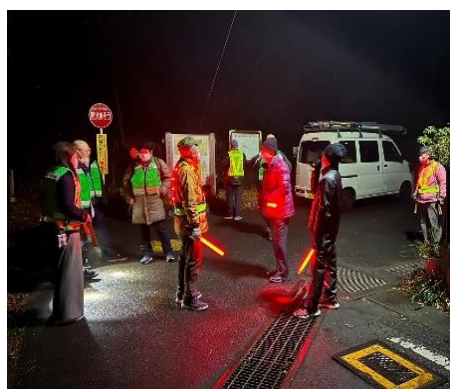
- ① 「補助金等交付申請書」を提出（町内会・自治会→協働推進課）
- ② 「補助金等交付決定通知書」の発送（協働推進課→町内会・自治会）
- ③ 「補助金等交付請求書」を提出（町内会・自治会→協働推進課）
- ④ 工事等の実施
- ⑤ 「補助金等実績報告書」を提出（町内会・自治会→協働推進課）

※添付書類として領収書（コピー可）、写真等の事業内容が分かるものが必要となります。

- ⑥ 「補助金等交付確定通知書」の発送（協働推進課→町内会・自治会）

#### 【職員地域情報コーディネーター】

町内会・自治会が行う防災・防犯パトロールや納涼祭等に職員がボランティアで参加し、町内会・自治会の抱える問題及び課題の情報の収集を行い、町内会・自治会と町の橋渡しとなるきっかけをつくるため活動しています。



防災パトロールへの参加



イベントへの参加

☎ 問合せ 協働推進課 557-7608



## 東京都による支援

---

東京都では、町内会・自治会が行う地域の課題を解決するための取組を推進し、「地域力」の向上を図ることを目的として、以下のような助成事業等を実施しています。

### 【地域の底力発展事業助成】

地域の課題や住民のニーズが多様化する中、行政だけでなく多様な主体（町内会・自治会、企業、NPO等）が連携し、公共的な課題を解決することが求められています。

地域の底力発展事業助成は、地域活動の担い手である町内会・自治会の皆さんが行う地域の課題を解決するための取組を推進し、「地域力」の向上を図る事業に対して、東京都が助成しています。

☎問合せ 東京都生活文化局都民生活部地域活動推進課  
地域活動支援担当 03-5388-3166

## 東京都つながり創生財団による支援

---

東京都つながり創生財団では、町内会・自治会の活動を支援するためポータルサイトを開設しました。助成・支援制度や取組事例等が多数紹介されていますので、町内会・自治会活動の活性化や悩みごと解決のため、ぜひご活用ください。

### 【地域の課題解決プロボノプロジェクト】

企業の社員等の業務経験やスキルを活かしたボランティア活動「プロボノ」の仕組みを取り入れた「地域の課題解決プロジェクト」により、積極的に取り組む町内会・自治会の活動を支援する事業を実施しています。



地域の底力発展事業助成 HP



東京都つながり創生財団 HP

# 公共施設の利用

町内には、町民会館、地区会館、コミュニティセンター等があり、町内会・自治会の会議や打合せにご利用ください。

施設名	所在地	問合せ
町民会館	大字石畑1875	協働推進課 513-9370
殿ヶ谷会館	大字殿ヶ谷988	貸出責任者又は 協働推進課 513-9370  ※貸出責任者が分からない場合は、協働推進課にお問い合わせください。
石畑会館	大字石畑211	
石畑中央会館	大字石畑1837	
箱根ヶ崎北会館	大字箱根ヶ崎2	
箱根ヶ崎中央会館	大字箱根ヶ崎127	
箱根ヶ崎南会館	大字武蔵3	
箱根ヶ崎西会館	箱根ヶ崎東松原16-3	
長岡会館	大字長岡長谷部248	
長岡南会館	長岡四丁目6-4	
むさしの会館	むさし野二丁目12-6	
武蔵野 コミュニティセンター	むさし野一丁目5	協働推進課 570-0555
元狭山 コミュニティセンター	大字二本木673-1	協働推進課 568-0333
長岡 コミュニティセンター	大字箱根ヶ崎1180	協働推進課 568-0030
武蔵野防災会館	南平二丁目50-15	安全・安心課 557-7610
ふれあいセンター	大字石畑2008	社会福祉協議会 557-2061
寄り合いハウスいこい	大字殿ヶ谷874-3	556-0151 又は高齢者福祉課 557-7623

## 各課による支援等

各課では、町内会・自治会の活動を支援するため、様々な支援を行っています。

### 資源物回収団体奨励金

---

ごみの減量とリサイクルの推進を図るため、資源物を集団回収する活動に対し、奨励金を交付します。

なお、資源物回収団体登録申請は、年度ごとに必要となります。

#### 《 交付額 》

資源物の回収実績量 × 10円（1kg 当たり）

※予算の範囲内で町長が認める額

※回収した資源物を資源物回収業者に逆有償で引渡した場合は、その支払額を加算して交付します。

#### 《 手続の流れ 》

- ① 「資源物回収団体登録申請書」を提出（町内会・自治会→環境課）
- ② 事業の実施（町内会・自治会）
- ③ 「資源物回収団体奨励金交付申請書」を提出（町内会・自治会→環境課）  
※売買を証する伝票、計量票が必要です。
- ④ 口座に支払（環境課→町内会・自治会）  
※申請月の翌月末日まで

☎問合せ 環境課 557-7706

### 印刷機の利用

---

社会教育及び生涯学習の活動を支援するため、町が管理する印刷機を利用することができます。

### 《印刷機設置場所》

スカイホール、生涯学習センター（瑞穂第一小学校内）、武蔵野・元狭山・長岡コミュニティセンター

### 《手続の流れ》

- ① 「印刷機利用団体登録申請書」を提出（町内会・自治会→社会教育課）
- ② 印刷機利用団体登録証の発行（社会教育課→町内会・自治会）  
※有効期間は、原則認定日から同年度3月31日まで
- ③ 印刷機の利用  
※施設の管理者に登録証を提示してください。

☎問合せ 社会教育課 557-6695

## 社会教育備品貸出

---

社会教育活動の奨励のため、教育委員会が管理する社会教育の用に供する備品を無料で貸し出します。

なお、備品の貸出期間は、7日以内となります。

### 《主な貸出備品》

綿菓子製造機、餅つきセット、氷かき機、ポップコーン製造機、輪投げ、グラウンドゴルフセット、イベント用テント、イベント用机・椅子、展示用パネル、プロジェクターセット、ポータブルアンプセット ほか多数

### 《手続の流れ》

- ① 「社会教育備品貸出申込書」を提出（町内会・自治会→社会教育課）  
※使用日の1月前の日の属する月の初日から使用日の3日前まで。ただし、子ども会が主催の事業実施の場合は、使用日の2月前の日の属する月の初日から使用日の3日前まで
- ② 「社会教育備品貸出承認書」の発行（社会教育課→町内会・自治会）
- ③ 備品の使用

☎問合せ 社会教育課 557-6695

## 加入促進・活動活性化支援

町内会・自治会の加入促進のための啓発物品の作成や、気軽に参加の意思を示すことができるはがきタイプの加入申込書の配布を行っています。

近年では、外国人世帯向けの英語版リーフレットの作成、災害時に無事かどうかを知らせる「安否確認タオル」の配布を行いました。

また、役場庁舎 1 階ロビーで、町内会・自治会への加入促進を図ることを目的として「パネル展」を開催し、各町内会・自治会の活動内容等を紹介しました。今後も、町内会・自治会へ加入することの必要性や、町内会・自治会が必要な存在であることを知っていただくための活動等を行っていきます。

町でも住民課窓口や各コミュニティセンターにおいて、町内会・自治会加入促進チラシや加入申込書を配付し、町内会・自治会の加入を促進しています。

令和4年度は以下の横断幕、のぼり旗、啓発物品（ボールペン、除菌ジェル及びウエットティッシュ）を作成し、啓発活動等に活用しました。



# 回覧板・掲示板

## 回覧板

現在は、多くの情報をテレビ、新聞、インターネット等で知ることができですが、町内会・自治会を通じた回覧板や近隣の方からの口コミ情報も地域の情報源として重要です。

町から依頼する以外にも学校、警察署、消防署や工事業者等からも回覧の依頼がある場合もあります。

※在庫が不足した場合は、協働推進課までご連絡ください。

## 掲示板

町や他の官公署のポスター等の広告物を掲示するために設置してありますが、これらを掲示することに支障がない場合は、住民相互の情報提供のためのポスター等を掲示することができますので、町内会・自治会やコミュニティ活動のお知らせにご利用いただけます。

※公序良俗を乱すもの、政治活動及び宗教活動のもの、営利を目的としたもののほか、個人的な活動に関するものは、掲示できません。

※掲示板の破損、汚損等で修理が必要な場合、掲示板の移設を希望する場合は、協働推進課にご連絡ください。



## 町から依頼している委員等

町では、町民のみなさんの意見を行政に取り入れるために、多くの委員会等を町民参画で行っています。それらの委員会等に、町内会・自治会から委員を推薦していただけるようお願いすることがあります。

### 町内会・自治会に推薦を依頼している役職・委員

- **行政連絡委員**

行政事務の円滑な運営を図ることを目的とし、町内会・自治会に限らず、地域内の住民と行政とを結ぶパイプの役割を担います。

☎問合せ 協働推進課 557-7608

- **防犯活動推進員（男性防犯）及び女性防犯指導員（女性防犯）**

地区ごとの防犯パトロールや町の行事等で防犯啓発活動（啓発品、チラシ等の配布）をします。

☎問合せ 安全・安心課 557-7610

- **健康づくり推進委員**

地域に根差した健康づくり活動を積極的に推進することを目的とします。

☎問合せ 健康課 557-5072



## 町内会連合会会長を充て職としている審議会・委員会等

- **国民保護協議会委員**

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、町民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進することを目的とします。

☎問合せ 安全・安心課 557-7610

- **防災会議委員**

瑞穂町地域防災計画の作成及びその実施を推進することや町長の諮問に依りて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること等を目的とします。

☎問合せ 安全・安心課 557-7610

- **産業まつり実行委員会委員**

町民相互の融和を図り、心のふれあう町づくりを目指すと共に、町内の産業振興を図るため、「瑞穂町産業まつり」を実施することを目的とします。

☎問合せ 産業・経済課 557-7633

- **文化賞表彰審査会委員**

瑞穂町の文化振興のため、文化活動の業績顕著な者を表彰することを目的とします。

☎問合せ 社会教育課 557-6695

- **スポーツ賞表彰審査会委員**

瑞穂町のスポーツ振興のため、スポーツ競技において顕著な成績を収めた者を表彰することを目的とします。

☎問合せ 社会教育課 557-7071

- **駅伝競走大会実行委員会委員（会長及び副会長）**

駅伝競走大会の運営に係る事項について協議することを目的とします。

☎問合せ 社会教育課 557-7071



## 町内会連合会に選出を依頼している審議会・委員会等

- ・ **表彰審査会委員（町内会連合会役員から1人）**  
町長の諮問に応じ、条例により表彰しようとする者の適否を審査して町長に答申することを目的とします。  
☎問合せ 総務課 557-0531
- ・ **自主防災組織連絡協議会（町内会連合会役員等）**  
各自主防災組織の自主性を尊重し、相互の連絡調整を図ることにより、その健全な発展と町民の防災意識を高め、地域の防災体制の確立に寄与することを目的とします。  
☎問合せ 安全・安心課 557-7610
- ・ **安全・安心まちづくり協議会委員（町内会連合会役員から1人）**  
安全・安心まちづくりを推進することを目的とします。  
☎問合せ 安全・安心課 557-7610
- ・ **廃棄物減量等推進審議会委員（町内会連合会役員から1人）**  
廃棄物の適正な処理の基本的事項を審議するほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の7の規定に基づき、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項を審議することを目的とします。  
☎問合せ 環境課 557-7706
- ・ **青少年問題協議会委員（町内会連合会役員から1人）**  
総合的に青少年問題を調査検討し、その対策の重点的な実施を促進することを目的とします。  
☎問合せ 社会教育課 557-6695

## 町内会長・自治会長を充て職としている審議会・委員会等

- ・ **社会を明るくする運動実施委員会委員**

全ての町民が犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築くことを目的とします。

☎問合せ 福祉課 557-7620

## その他

---

- ・ **交通安全推進協議会委員**

交通安全思想の普及啓発等を図ることを目的とします。

☎問合せ 安全・安心課 557-7610

- ・ **民生委員・児童委員**

民生委員・児童委員は、身近な相談相手として主に高齢者・障がい者・生活困窮者等、地域に関する様々な相談に応じています。

相談についての秘密を守ることが法律により義務付けられていますので、安心してご相談ください。また、訪問による相談もできます。

主任児童委員は、児童福祉に関することを専門として町全域を担当し、子どもたちが健やかに生活できるよう児童相談所、子ども家庭支援センターや学校と連携して活動しています。

☎問合せ 担当地区の民生委員・児童委員

担当地区の民生委員・児童委員が不明な場合  
事務局 福祉課 557-7620

# 各部署電話番号一覧

担当する部署が不明な時は、役場代表（557-0501）へお電話ください。また、併せて瑞穂町暮らしの便利帳もご活用ください。

部名	課名	係・施設名	電話番号	部名	課名	係・施設名	電話番号	
議会事務局		議事係	557-7693	福祉部	福祉課	福祉推進係	557-7620	
企画部	企画政策課	企画推進係	557-7468					障がい者支援係
		秘書係	557-0502		子育て応援課	子育て支援係	557-7624	
		基地対策係	557-7476			保育・幼稚園係	557-8658	
	デジタル推進課	デジタル推進係	513-9380			児童館係	557-7766	
		広報広聴係	557-7497			子ども家庭支援センター係	568-0051	
	総務課	総務係	557-0531		高齢者福祉課	高齢者支援係	557-7623	
		職員係	557-7492			施設改修担当	557-7623	
		文書法制係	557-7495			地域包括ケア推進係	557-7674	
	財政課	財政係	557-7483			介護支援係	557-0594	
		管財係	557-7486		健康課	健康係	557-5089	
契約係		557-7487	保健係			557-5098		
住民部	住民課	住民係	557-7548			ゆりかごステーション	557-5108	
		国保年金係	557-7578			ワクチン接種事業担当	568-0380	
住民部	税務課	住民税係	557-7519		都市整備部	都市計画課	計画・住宅係	557-0599
		資産税係	557-7528				まちづくり・モノレール推進担当	513-9379
		納税係	557-7529				公共交通係	557-7579
	環境課	環境係	557-0544				区画整理係	557-7662
		ごみ対策係	557-7706		下水道課	工務係	557-7681	
		リサイクルプラザ1F	557-5364	業務係		557-7683		
協働推進部	協働推進課	地域協働係	557-7608	建設課	管理係	557-7641		
		地域施設係	513-9370		土木係	557-7648		
		武蔵野コミュニティセンター	570-0555		公園係	557-7659		
		元狭山コミュニティセンター	568-0333	会計課	会計係	557-7684		
		長岡コミュニティセンター	568-0030		教育部	学校教育課	庶務係	557-6682
	産業経済課	農政係	557-7630	学務係			557-6683	
		観光・プロモーション係	557-8019	教育指導課		指導係	557-6694	
		商工係	557-7633			教職員係	557-7058	
	安全・安心課	安全係	557-7610	社会教育課		社会教育係	557-6695	
		交通防犯担当	557-7610			スカイホール事務室	557-7070	
		危機管理担当	557-8315			スポーツ推進係	557-7071	
						図書館課	図書係	557-5614
				郷土資料館			568-0634	

よろしく  
おねがいします



---

「町内会・自治会ガイドブック」  
令和5年6月発行

瑞穂町町内会連合会事務局  
瑞穂町協働推進部協働推進課地域協働係  
〒190-1292  
東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335  
電話：042-557-7608（直通）  
FAX：042-556-3401（代表）  
メール：[kyoudou@town.mizuho.tokyo.jp](mailto:kyoudou@town.mizuho.tokyo.jp)

---